

広島県告示第三百七十八号

海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第三条第一項の規定によって指定した次の海岸保全区域を廃止する。

平成二十七年六月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

昭和四十年広島県告示第五十七号で指定した海岸保全区域のうち、次の海岸保全区域

一 沿岸名

広島沿岸

二 漁港名

豊島漁港

三 地区海岸名

立花地区

四 地先海岸名

宇立花